

静岡県告示第838号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年12月1日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
藤枝天竜線	島田市川根町家山字市尾川3352番の6から 島田市川根町家山字ウスザハ3349番の8まで	平成29年12月1日

=====

静岡県告示第839号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年12月1日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉沢金谷線	菊川市倉沢字中川原42番の5から 菊川市倉沢字寺段79番の4まで	平成29年12月1日